

平成 21 年 1 月 27 日

各 位

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
パシフィックホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 社 長 高 塚 優
(コード番号：8902 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画本部執行役員常務
田 中 賢 一
T E L 03 (5251) 8525

定款の一部変更について

当社は、平成21年1月27日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年2月27日開催予定の当社第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 株式会社中柏ジャパンに対し、新たに優先株式発行による第三者割当増資を行い、自己資本の充実により財務基盤の強化を図るため、新たな種類の株式を発行することができるよう、定款第6条に定める会社の発行する株式の総数及び種類を変更するとともに、第2章の2(A1種優先株式)、第2章の3(A2種優先株式)、第2章の4(A3種優先株式)、第2章の5(A4種優先株式)及び第14条の2(種類株主総会)を新設し、附則をもって発行可能株式総数等の変更を定めるものであります。

- (3) その他、条文の加除に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年2月26日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成21年2月26日（木曜日）

以上

別紙

〈定款変更の内容〉

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,856,544株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1,932,877株</u>とし、このうち普通株式は<u>992,877株</u>、<u>A1種優先株式</u>は<u>43,745株</u>、<u>A2種優先株式</u>は<u>174,980株</u>、<u>A3種優先株式</u>は<u>181,275株</u>、<u>A4種優先株式</u>は<u>540,000株</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 (現行どおり) 第2章の2 <u>A1種優先株式</u></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第8条の2 当社は、平成21年4月1日以降の日を基準日として剰余金の配当を行うときは、<u>A1種優先株式を有する株主(以下、「A1種優先株主」という。)</u>または<u>A1種優先株式の登録株式質権者(以下、「A1種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)</u>および<u>普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、次条の規定に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる剰余金の配当により支払われる金銭</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>を以下、「A1種優先配当金」という。)を行う。</p> <p><u>(A1種優先配当金の額)</u></p> <p>第8条の3 A1種優先配当金の額は、A1種優先株式1株につきその払込金額(ただし、A1種優先株式発行後、当社が、A1種優先株式の併合または分割その他のそれらと経済的に同様な効果を有する行為を行う場合で、調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取る。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度(平成20年12月1日に開始する事業年度およびその後の事業年度に限る。)毎に下記の配当年率(以下、「A1種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。</p> <p>A1種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該事業年度において本定款第8条の6の規定に定めるA1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>A1種優先配当年率=3.00%</p>
(新設)	<p><u>(非累積条項)</u></p> <p>第8条の4 ある事業年度において、A1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の1株あたりの額がA1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>
(新設)	<p><u>(非参加条項)</u></p> <p>第8条の5 A1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者に対しては、A1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号もしくは同法第765条第1項第8号に規定</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>される剰余金の配当については、この限りでない。</p> <p><u>(A1種優先中間配当金)</u></p> <p>第8条の6 当社は、本定款第37条に定める中間配当を行うときは、A1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株式1株につきA1種優先配当金の2分の1に相当する額を上限とする金銭（以下、「A1種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第8条の7 当社は、残余財産を分配するときは、A1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株式1株につきその払込金額と同額（ただし、A1種優先株式発行後、当社が、A1種優先株式の併合または分割その他のそれらと経済的に同様な効果を有する行為を行う場合で、調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取る。）の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p>2 A1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者に対し、前項に基づく分配を行ってなお残余財産が残存する場合には、当該残余財産をA1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者に対して、A1種優先株式1株あたり、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて普通株式50株（ただし、本定款第8条の9第2項の規定に準じた調整の対象となる。）あたりの分配額と同等の額の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p>第8条の8 A1種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(取得請求権)</p> <p>第8条の9 A1種優先株主は、平成21年4月1日以降、当社に対し、当社がA1種優先株式を取得すると引換えに、A1種優先株式1株につき普通株式50株の取得比率により、当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p>
(新設)	<p>2 A1種優先株式発行後、合併、株式交換、株式移転、会社分割、新株発行その他当社の発行済株式の総数が増減する事由が生じる場合で、A1種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から、前項記載の取得比率の調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取るものとする。</p>
(新設)	<p>(取得条項)</p> <p>第8条の10 当社は、A1種優先株式について取締役会が別途定める日が到来した場合、当該日付をもってA1種優先株式を取得することができる。ただし、本定款第8条の21の規定に基づき、当社が発行済A2種優先株式の全てを取得した場合に限る。当社が取得するA1種優先株式の数は、別途取締役会で定める。</p>
(新設)	<p>2 前項に基づくA1種優先株式の取得の対価として、A1種優先株式1株につきその払込金額と、取得日の前日の東京証券取引所または取締役会が別途定めるその他の証券取引所における当社の普通株式の終値に50（ただし、前条第2項の規定に準じた調整の対象となる。）を乗じた額のいずれか高い方の額の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p>第8条の11 A1種優先配当金の配当順位は普通株式に優先し、A2種優先株式、A3種優先株式およびA4種優先株式と同順位とする。</p>
(新設)	<p>2 A1種優先中間配当金の配当順位は普通株式に優先し、A2種優先株式、A3種優先株式およびA4種優先株式と同順位とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>3 A1種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は普通株式に優先し、A2種優先株式、A3種優先株式およびA4種優先株式と同順位とする。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合、株式の分割等)</u> <u>第8条の12 当社が株式の併合をするときは、普通株式およびA1種優先株式毎に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>2 当社が、株式の分割または株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法により行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(1)普通株式およびA1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(2)普通株式またはA1種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主または登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割り当てる株式無償割当てを行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(3)普通株主または普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、A1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者にはA1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>3 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A1種優先株主にはA1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p>
(新設)	<p><u>4 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A1種優先株主にはA1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	5 <u>当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者にはA1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	6 <u>当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A1種優先株主またはA1種優先登録株式質権者にはA1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。</u>
(新設)	7 <u>当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式およびA1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	8 <u>本条の規定は、現にA1種優先株式を発行している場合に限り適用される。</u>
(新設)	第2章の3 A2種優先株式 <u>(優先配当金)</u>
(新設)	第8条の13 <u>当社は、平成21年4月1日以降の日を基準日として剰余金の配当を行うときは、A2種優先株式を有する株主（以下、「A2種優先株主」という。）またはA2種優先株式の登録株式質権者（以下、「A2種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、次条の規定に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる剰余金の配当により支払われる金銭を以下、「A2種優先配当金」という。）を行う。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(A2種優先配当金の額)</u></p> <p>第8条の14 A2種優先配当金の額は、A2種優先株式1株につきその払込金額(ただし、A2種優先株式発行後、当社が、A2種優先株式の併合または分割その他のそれらと経済的に同様な効果を有する行為を行う場合で、調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取る。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度(平成20年12月1日に開始する事業年度およびその後の事業年度に限る。)毎に下記の配当年率(以下、「A2種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。A2種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該事業年度において本定款第8条の17の規定に定めるA2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p style="text-align: center;">A2種優先配当年率=3.00%</p>
(新設)	<p><u>(非累積条項)</u></p> <p>第8条の15 ある事業年度において、A2種優先株主またはA2種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の1株あたりの額がA2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>
(新設)	<p><u>(非参加条項)</u></p> <p>第8条の16 A2種優先株主またはA2種優先登録株式質権者に対しては、A2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号もしくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当については、この限りでない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(A2種優先中間配当金)</u></p> <p>第8条の17 当社は、本定款第37条に定める中間配当を行うときは、A2種優先株主またはA2種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A2種優先株式1株につきA2種優先配当金の2分の1に相当する額を上限とする金銭（以下、「A2種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第8条の18 当社は、残余財産を分配するときは、A2種優先株主またはA2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A2種優先株式1株につきその払込金額と同額（ただし、A2種優先株式発行後、当社が、A2種優先株式の併合または分割その他のそれらと経済的に同様な効果を有する行為を行う場合で、調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取る。）の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p>2 A2種優先株主またはA2種優先登録株式質権者に対し、前項に基づく分配を行ってなお残余財産が残存する場合には、当該残余財産をA2種優先株主またはA2種優先登録株式質権者に対して、A2種優先株式1株あたり、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて普通株式50株（ただし、本定款第8条の20第2項の規定に準じた調整の対象となる。）あたりの分配額と同等の額の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p>第8条の19 A2種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。</p>
(新設)	<p><u>(取得請求権)</u></p> <p>第8条の20 A2種優先株主は、平成21年4月1日以降、当社に対し、当社がA2種優先株式を取得すると引換えに、A2種優先株式1株につき普通株式50株の取得比</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>率により、当会社の普通株式を交付することを請求することができる。ただし、本定款第8条の9の規定に定める取得請求権の行使により、当社が発行済A1種優先株式の全てを取得し、対価として同条所定の当会社の普通株式を交付した場合に限る。</p> <p>2 A2種優先株式発行後、合併、株式交換、株式移転、会社分割、新株発行その他当社の発行済株式の総数が増える事由が生じる場合で、A2種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から、前項記載の取得比率の調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取るものとする。</p>
(新設)	<p>(取得条項)</p> <p>第8条の21 当社は、A2種優先株式について取締役会が別途定める日が到来した場合、当該日付をもってA2種優先株式を取得することができる。ただし、本定款第8条の32の規定に基づき、当社が発行済A3種優先株式の全てを取得した場合に限る。当社が取得するA2種優先株式の数は、別途取締役会で定める。</p>
(新設)	<p>2 前項に基づくA2種優先株式の取得の対価として、A2種優先株式1株につきその払込金額と、取得日の前日の東京証券取引所または取締役会が別途定めるその他の証券取引所における当会社の普通株式の終値に50（ただし、前条第2項の規定に準じた調整の対象となる。）を乗じた額のいずれか高い方の額の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p>第8条の22 A2種優先配当金の配当順位は普通株式に優先し、A1種優先株式、A3種優先株式およびA4種優先株式と同順位とする。</p>
(新設)	<p>2 A2種優先中間配当金の配当順位は普通株式に優先し、A1種優先株式、A3種優先株式およびA4種優先株式と同順位とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>3 A 2種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は普通株式に優先し、A 1種優先株式、A 3種優先株式およびA 4種優先株式と同順位とする。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合、株式の分割等)</u> <u>第8条の23 当社が株式の併合をするときは、普通株式およびA 2種優先株式毎に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>2 当社が、株式の分割または株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法により行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(1)普通株式およびA 2種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(2)普通株式またはA 2種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主または登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割り当てる株式無償割当てを行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(3)普通株主または普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、A 2種優先株主またはA 2種優先登録株式質権者にはA 2種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>3 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A 2種優先株主にはA 2種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p>
(新設)	<p><u>4 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 2種優先株主にはA 2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	5 <u>当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A2種優先株主またはA2種優先登録株式質権者にはA2種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	6 <u>当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A2種優先株主またはA2種優先登録株式質権者にはA2種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA2種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。</u>
(新設)	7 <u>当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式およびA2種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	8 <u>本条の規定は、現にA2種優先株式を発行している場合に限り適用される。</u>
(新設)	第2章の4 A3種優先株式 <u>(優先配当金)</u>
(新設)	第8条の24 <u>当社は、平成21年4月1日以降の日を基準日として剰余金の配当を行うときは、A3種優先株式を有する株主（以下、「A3種優先株主」という。）またはA3種優先株式の登録株式質権者（以下、「A3種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、次条の規定に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる剰余金の配当により支払われる金銭を以下、「A3種優先配当金」という。）を行う。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(A3種優先配当金の額)</u></p> <p>第8条の25 A3種優先配当金の額は、A3種優先株式1株につきその払込金額（ただし、A3種優先株式発行後、当社が、A3種優先株式の併合または分割その他のそれらと経済的に同様な効果を有する行為を行う場合で、調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取る。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度（平成20年12月1日に開始する事業年度およびその後の事業年度に限る。）毎に下記の配当年率（以下、「A3種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。A3種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該事業年度において本定款第8条の28の規定に定めるA3種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p style="text-align: center;">A3種優先配当年率=3.00%</p>
(新設)	<p><u>(非累積条項)</u></p> <p>第8条の26 ある事業年度において、A3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の1株あたりの額がA3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>
(新設)	<p><u>(非参加条項)</u></p> <p>第8条の27 A3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者に対しては、A3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号もしくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当については、この限りでない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(A3種優先中間配当金)</u></p> <p>第8条の28 当社は、本定款第37条に定める中間配当を行うときは、A3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A3種優先株式1株につきA3種優先配当金の2分の1に相当する額を上限とする金銭（以下、「A3種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第8条の29 当社は、残余財産を分配するときは、A3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A3種優先株式1株につきその払込金額と同額（ただし、A3種優先株式発行後、当社が、A3種優先株式の併合または分割その他のそれらと経済的に同様な効果を有する行為を行う場合で、調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取る。）の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p>2 A3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者に対し、前項に基づく分配を行ってなお残余財産が残存する場合には、当該残余財産をA3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者に対して、A3種優先株式1株あたり、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて普通株式50株（ただし、本定款第8条の31第2項の規定に準じた調整の対象となる。）あたりの分配額と同等の額の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p>第8条の30 A3種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(取得請求権)</p> <p>第8条の31 A3種優先株主は、平成21年4月1日以降、当社に対し、当社がA3種優先株式を取得すると引換えに、A3種優先株式1株につき普通株式50株の取得比率により、当社の普通株式を交付することを請求することができる。ただし、本定款第8条の20の規定に定める取得請求権の行使により、当社が発行済A2種優先株式の全てを取得し、対価として同条所定の当社の普通株式を交付した場合に限る。</p>
(新設)	<p>2 A3種優先株式発行後、合併、株式交換、株式移転、会社分割、新株発行その他当社の発行済株式の総数を変更する事由が生じる場合で、A3種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から、前項記載の取得比率の調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取るものとする。</p>
(新設)	<p>(取得条項)</p> <p>第8条の32 当社は、A3種優先株式について取締役会が別途定める日が到来した場合、当該日付をもってA3種優先株式を取得することができる。ただし、本定款第8条の43の規定に基づき、当社が発行済A4種優先株式の全てを取得した場合に限る。当社が取得するA3種優先株式の数は、別途取締役会で定める。</p>
(新設)	<p>2 前項に基づくA3種優先株式の取得の対価として、A3種優先株式1株につきその払込金額と、取得日の前日の東京証券取引所または取締役会が別途定めるその他の証券取引所における当社の普通株式の終値に50（ただし、前条第2項の規定に準じた調整の対象となる。）を乗じた額のいずれか高い方の額の金銭を支払う。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p><u>第8条の33 A3種優先配当金の配当順位は普通株式に優先し、A1種優先株式、A2種優先株式およびA4種優先株式と同順位とする。</u></p>
(新設)	<p><u>2 A3種優先中間配当金の配当順位は普通株式に優先し、A1種優先株式、A2種優先株式およびA4種優先株式と同順位とする。</u></p>
(新設)	<p><u>3 A3種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は普通株式に優先し、A1種優先株式、A2種優先株式およびA4種優先株式と同順位とする。</u></p>
(新設)	<p>(株式の併合、株式の分割等)</p> <p><u>第8条の34 当社が株式の併合をするときは、普通株式およびA3種優先株式毎に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>2 当社が、株式の分割または株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法により行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(1)普通株式およびA3種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(2)普通株式またはA3種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主または登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割り当てる株式無償割当てを行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(3)普通株主または普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、A3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者にはA3種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u></p>
(新設)	<p><u>3 当社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	4 <u>当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u>
(新設)	5 <u>当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者にはA3種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	6 <u>当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A3種優先株主またはA3種優先登録株式質権者にはA3種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA3種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。</u>
(新設)	7 <u>当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式およびA3種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	8 <u>本条の規定は、現にA3種優先株式を発行している場合に限り適用される。</u>
(新設)	第2章の5 A4種優先株式 <u>(優先配当金)</u>
(新設)	第8条の35 <u>当社は、平成21年4月1日以降の日を基準日として剰余金の配当を行うときは、A4種優先株式を有する株主（以下、「A4種優先株主」という。）またはA4種優先株式の登録株式質権者（以下、「A4種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、次条の規定に定め</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p>る額の金銭による剰余金の配当（かかる剰余金の配当により支払われる金銭を以下、「A4種優先配当金」という。）を行う。</p> <p><u>(A4種優先配当金の額)</u></p> <p>第8条の36 A4種優先配当金の額は、A4種優先株式1株につきその払込金額（ただし、A4種優先株式発行後、当社が、A4種優先株式の併合または分割その他のそれらと経済的に同様な効果を有する行為を行う場合で、調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取る。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度（平成20年12月1日に開始する事業年度およびその後の事業年度に限る。）毎に下記の配当年率（以下、「A4種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。A4種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該事業年度において本定款第8条の39の規定に定めるA4種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>A4種優先配当年率=3.00%</p>
(新設)	<p><u>(非累積条項)</u></p> <p>第8条の37 ある事業年度において、A4種優先株主またはA4種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の1株あたりの額がA4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>
(新設)	<p><u>(非参加条項)</u></p> <p>第8条の38 A4種優先株主またはA4種優先登録株式質権者に対しては、A4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手</p>

現行定款	変更案
	<p>続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については、この限りでない。</p>
(新設)	<p><u>(A4種優先中間配当金)</u> 第8条の39 当社は、本定款第37条に定める中間配当を行うときは、A4種優先株主またはA4種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A4種優先株式1株につきA4種優先配当金の2分の1に相当する額を上限とする金銭（以下、「A4種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u> 第8条の40 当社は、残余財産を分配するときは、A4種優先株主またはA4種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A4種優先株式1株につきその払込金額と同額（ただし、A4種優先株式発行後、当社が、A4種優先株式の併合または分割その他のそれらと経済的に同様な効果を有する行為を行う場合で、調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取る。）の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p>2 A4種優先株主またはA4種優先登録株式質権者に対し、前項に基づく分配を行ってなお残余財産が残存する場合には、当該残余財産をA4種優先株主またはA4種優先登録株式質権者に対して、A4種優先株式1株あたり、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて普通株式50株（ただし、本定款第8条の42第2項の規定に準じた調整の対象となる。）あたりの分配額と同等の額の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u> 第8条の41 A4種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(取得請求権)</p> <p>第8条の42 A4種優先株主は、平成21年4月1日以降、当社に対し、当社がA4種優先株式を取得すると引換えに、A4種優先株式1株につき普通株式50株の取得比率により、当社の普通株式を交付することを請求することができる。ただし、本定款第8条の31の規定に定める取得請求権の行使により、当社が発行済A3種優先株式の全てを取得し、対価として同条所定の当社の普通株式を交付した場合に限る。</p>
(新設)	<p>2 A4種優先株式発行後、合併、株式交換、株式移転、会社分割、新株発行その他当社の発行済株式の総数を変更する事由が生じる場合で、A4種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から、前項記載の取得比率の調整が必要とされるべき場合には、当社はかかる調整を行うために必要な措置を取るものとする。</p>
(新設)	<p>(取得条項)</p> <p>第8条の43 当社は、A4種優先株式について取締役会が別途定める日が到来した場合、当該日付をもってA4種優先株式を取得することができる。当社が取得するA4種優先株式の数は、別途取締役会で定める。</p>
(新設)	<p>2 前項に基づくA4種優先株式の取得の対価として、A4種優先株式1株につきその払込金額と、取得日の前日の東京証券取引所または取締役会が別途定めるその他の証券取引所における当社の普通株式の終値に50(ただし、前条第2項の規定に準じた調整の対象となる。)を乗じた額のいずれか高い方の額の金銭を支払う。</p>
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p>第8条の44 A4種優先配当金の配当順位は普通株式に優先し、A1種優先株式、A2種優先株式およびA3種優先株式と同順位とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	2 <u>A 4 種優先中間配当金の配当順位は普通株式に優先し、A 1 種優先株式、A 2 種優先株式およびA 3 種優先株式と同順位とする。</u>
(新設)	3 <u>A 4 種優先株式に対する残余財産の分配の支払順位は普通株式に優先し、A 1 種優先株式、A 2 種優先株式およびA 3 種優先株式と同順位とする。</u>
(新設)	<u>(株式の併合、株式の分割等)</u> 第8条の45 <u>当社が株式の併合をするときは、普通株式およびA 4 種優先株式毎に同一の割合で行う。</u>
(新設)	2 <u>当社が、株式の分割または株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法により行う。</u>
(新設)	<u>(1)普通株式およびA 4 種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	<u>(2)普通株式またはA 4 種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主または登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割り当てる株式無償割当てを行う。</u>
(新設)	<u>(3)普通株主または普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、A 4 種優先株主またはA 4 種優先登録株式質権者にはA 4 種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u>
(新設)	3 <u>当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A 4 種優先株主にはA 4 種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u>
(新設)	4 <u>当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 4 種優先株主にはA 4 種優先株式を目的とする新株予約権の割当</u>

現 行 定 款	変 更 案
	てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
(新 設)	5 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A4種優先株主またはA4種優先登録株式質権者にはA4種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
(新 設)	6 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A4種優先株主またはA4種優先登録株式質権者にはA4種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA4種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
(新 設)	7 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式およびA4種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。
(新 設)	8 本条の規定は、現にA4種優先株式を発行している場合に限り適用される。
第10条～第15条 (条文省略)	第9条～第14条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(種類株主総会)</p> <p>第14条の2 第9条(招集時期に関する部分を除く。)から第14条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>
第16条～第39条 (条文省略)	第15条～第38条 (現行どおり)
<p>附 則</p> <p>第1条(商号)の変更は、平成20年6月1日から実施する。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 本定款第6条の規定は、A1種優先株式43,745株と引換えにする金銭の払込みがなされることを条件として、当該金銭の払込期日をもって、以下のとおり変更する。</p>

現行定款	変更案
-	<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は4,120,140株とし、このうち普通株式は3,180,140株、A1種優先株式は43,745株、A2種優先株式は174,980株、A3種優先株式は181,275株、A4種優先株式は540,000株とする。</p>
(新設)	<p>2 本定款第6条の規定は、本定款第8条の9の規定に定める取得請求権の行使により、当社が発行済A1種優先株式の全てを取得し、対価として同条所定の当社の普通株式を交付することを条件として、当該A1種優先株式の対価を交付した日付をもって、以下のとおり変更する。</p>
(新設)	<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は12,869,140株とし、このうち普通株式は11,929,140株、A1種優先株式は43,745株、A2種優先株式は174,980株、A3種優先株式は181,275株、A4種優先株式は540,000株とする。</p>
	<p>3 本定款第6条の規定は、本定款第8条の20の規定に定める取得請求権の行使により、当社が発行済A2種優先株式の全てを取得し、対価として同条所定の当社の普通株式を交付することを条件として、当該A2種優先株式の対価を交付した日付をもって、以下のとおり変更する。</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は21,932,877株とし、このうち普通株式は20,992,877株、A1種優先株式は43,745株、A2種優先株式は174,980株、A3種優先株式は181,275株、A4種優先株式は540,000株とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>4 <u>本定款第6条の規定は、本定款第8条の31の規定に定める取得請求権の行使により、当社が発行済A3種優先株式の全てを取得し、対価として同条所定の当社の普通株式を交付することを条件として、当該A3種優先株式の対価を交付した日付をもって、以下のとおり変更する。</u></p> <p><u>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</u></p> <p><u>第6条 当社の発行可能株式総数は48,932,877株とし、このうち普通株式は47,992,877株、A1種優先株式は43,745株、A2種優先株式は174,980株、A3種優先株式は181,275株、A4種優先株式は540,000株とする。</u></p>
(新設)	<p>5 <u>本条は、前項に規定する定款変更の効力が発生する時をもって、削除するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
(新設)	<p>2 <u>本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって本条を削除するものとする。</u></p>